

名古屋城天守閣整備事業にかかる  
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）  
による公募型プロポーザル

実施説明書

平成 27 年 12 月

名古屋市



名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式  
(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル

実施説明書

目次

1. 事業概要	1
2. 競争参加資格	4
3. その他業務に係る条件	6
4. 実施説明書等の交付及び現場説明会	7
5. 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び確認の通知等	8
6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	9
7. 技術提案書の提出期限、場所及び方法等	9
8. 技術提案書の審査方法等	10
9. 技術提案等の評価理由の説明	12
10. 予算の成立等	12
11. 価格等の交渉	12
12. 基本協定書及び設計業務契約の締結	13
13. 工事施工業務契約の締結	13
14. 評価結果等の公表	14
15. 本説明書に対する質問	14
16. 提出資料の取扱い	15
17. 事務担当部局	16
18. その他	16
○求める技術提案書	1
○技術提案書の審査基準	3

## 公募型プロポーザル実施説明書

名古屋城天守閣整備事業（以下「本事業」という。）の調達に係る「公募型プロポーザル実施公告」に基づく参加表明書及び技術提案書の提出等については、関係法令等に定めるもののほか、この実施説明書及び同時配付する資料（以下「本説明書」という。）による。

### 1. 事業概要

(1) 公告日 平成 27 年 12 月 2 日

(2) 事業名 名古屋城天守閣整備事業

(3) 事業概要等

ア 名古屋城天守閣木造復元に係る設計業務（基本設計（史実の調査を含む。）及び実施設計（施工技術検討を含む。））並びに工事施工業務（解体工事、石垣工事及び施工技術検討を含む。）を行う。なお、設計業務、工事施工業務共に付帯する設備、外構、植栽等の全てを含むものとする。

イ 本事業は、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成 27 年 6 月）における設計交渉・施工タイプを参考に募集を行うものであり、本募集における技術提案書に基づき優先交渉権者として選定された者と基本的な協定の締結並びに基本設計（史実の調査を含む）、実施設計（施工技術検討を含む）の契約を締結した後、設計の過程で基本的な協定に基づき価格の交渉を行い、工事施工の契約を締結する事業であるが、次の（ア）及び（イ）の手続きを経て進められるものである。

(ア) 平成 28 年 3 月末までの手続き

優先交渉権者の選定までとする。

(イ) 平成 28 年 4 月以降の手続き

・設計業務の契約手続き

価格交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、基本的な協定の締結及び設計業務の契約締結となる。

契約締結等が遅れることにより工期の遅れが確実になった場合、または名古屋市議会において予算が承認されなかった場合は、本事業を中止し、契約の締結をしないことがある。

・工事施工業務の契約手続き

価格交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、工事施工業務の契約締結等となる。

契約締結等が遅れることにより工期の遅れが確実になった場合、または名古屋市議

会において予算が承認されなかった場合は、本事業を中止し、契約の締結をしないことがある。

(ウ) 損害賠償

・本事業を中止した場合において、本事業手続きの参加に要した費用については、損害賠償請求の対象としない。

ウ 本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(4) 事業期間

天守閣の竣工は平成 32 年 7 月 31 日までとし、建物の竣工とともに内部を含めて公開できる周辺環境までの整備を終えて市に引き渡すこと（指定部分完成）。石垣等その他の部分の工事の完了については、天守閣の竣工後 9 年以内とする。

なお、全体の工期及び天守閣の工期について、工期短縮に係る技術提案があった場合は、技術提案書に記載された事業期間とする。

(5) 事業場所 名古屋市中区本丸 1 番 1 号

(6) 事業費参考額

事業費参考額は下記のとおりであり、本事業の参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者（以下「応募者」という。）は、下記の記載内容を踏まえ技術提案を行うこと。

設計業務及び工事施工業務に係る費用の参考額

本事業における設計業務及び工事施工業務に係る費用の合計額の参考額は、下記のとおりとする。平成 24 年度調査により算出したものであり、木材の産地、質（節の有無）により異なる。石垣工事については積み直しを前提としたものである。なお、参考額は業務量の規模の目安であり、見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

○設計業務及び工事施工業務の費用の合計参考額

270 億円：外国産材及び国産材の節有り

320 億円：全て国産材の節有り

400 億円：全て国産材の節無し

※木材は原則、国産材を使用すること。調達困難な場合は代替案を提示すること。（「技術提案書の審査基準」参照）

(7) 事業想定スケジュール

事業想定スケジュールは下表のとおりである。

平成 28 年 3 月末までの手続き

日 時	項 目
平成 27 年 12 月 2 日	公募手続の開始
平成 27 年 12 月 3 日～12 月 24 日	参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付期間
平成 27 年 12 月 9 日	現場説明会
平成 28 年 1 月 5 日	競争参加資格確認結果の通知
平成 28 年 1 月 6 日～2 月 26 日	技術提案書の受付期間
平成 28 年 2 月下旬～3 月下旬	技術的事項の確認、ヒアリング、審査
平成 28 年 3 月下旬	優先交渉権者の選定

平成 28 年 4 月以降の手続き

平成 28 年 4 月～平成 32 年 7 月	設計業務に関する見積合わせ
	議案の提出（設計業務予算）
	基本協定書の締結
	設計業務契約の締結
	工事施工業務に関する価格等の交渉
	設計業務の完了
	工事施工業務に関する見積合わせ
	議案の提出（工事施工業務予算）
	議案の提出（工事施工業務契約の締結）
	工事着工
	天守閣の竣工 ※ 平成 32 年 7 月 31 日
天守閣竣工後の 9 年以内 ※	全体の完了（石垣工事等）

※全体の工期及び天守閣の工期について、工期短縮に係る技術提案があった場合は、技術提案書に記載された事業期間とする。

## 2. 競争参加資格

### (1) 実施方式

本公告に係る業務は、特別共同企業体（当該業務について結成される共同企業体をいう。以下同じ。）による共同実施方式（結成方法は自主結成）又は単体企業による実施方式とする。

### (2) 特別共同企業体に関する事項

ア 特別共同企業体の構成員数は 2 者以上 5 者以下とし、その組合せは（3）に定める代表構成員としての資格要件を満たす者と（4）に定めるその他の構成員としての資格要件を満たす者との組合せとする。

なお、各構成員は、本業務において 2 以上の特別共同企業体の構成員となることはできない。

イ 代表構成員の出資の割合は最大となること。

ウ 各構成員の出資の割合は均等割の 10 分の 6 以上になること。

### (3) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 名古屋市における平成 27 年度及び平成 28 年度競争入札参加資格「建築工事 A 等級（一般共同企業体を除く。）」の認定を技術提案書提出期限の日において受けている者であること。

エ 直近の経営事項審査（平成 27 年 4 月 1 日以降に経営事項審査の再審査を申請し、その結果通知を取得している場合においては、再審査前又は再審査後のいずれか）に係る建築一式工事の総合評定値（P）が 1400 点以上の者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等が本公告に係る競争に参加しようとする場合にあつては、その組合員が当該競争に同時に参加しようとするものでないこと。

ク 本公告の日から優先交渉権者の選定の日までの間に指名停止の期間がない者であること。

ケ 本公告の日から優先交渉権者の選定の日までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

コ 平成 12 年度以降に、元請けとして、延べ面積（部分解体修理工事については、解体修理部分の延べ面積をいう。）が 100 平方メートル以上の木造建築物（城郭、神社、仏閣、茶室又はその他の歴史的建築物に限る。）の全解体修理工事、部分解体修理工事、新築工事又は復元工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資の割合が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。ただし、平成 17 年度以降に元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事については、施工成績が 65 点未満のものは、本施工実績とはならない。

なお、ここでいう「その他の歴史的建築物」とは、次に掲げるいずれかの建築物（(ア) から (エ) までについては、施工実績として申請する工事請負契約時において指定されていたものに限る。以下同じ。）とする。

(ア) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に基づき文部科学大臣が指定する重要文化財

(イ) 法第 27 条第 2 項に基づき文部科学大臣が指定する国宝

(ウ) 法第 109 条第 1 項に基づき文部科学大臣が指定する史跡

(エ) 法第 109 条第 2 項に基づき文部科学大臣が指定する特別史跡

(オ) 江戸時代以前に建設された建築物

サ 元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事において 60 点未満の施工成績の通知を受けた場合には、施工成績の通知を受けた日の翌日から本公告の日までに 1 月以上経過している者であること（なお、公衆損害事故等の理由で指名停止を受けたことにより、施工成績が減点された場合を除く。）。

#### (4) その他の構成員の資格要件

その他の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア (3) アに同じ。

イ (3) イに同じ。

ウ 名古屋市における平成 27 年度及び平成 28 年度競争入札参加資格「建築工事」の認

定を技術提案書提出期限の日において受けている者であること。なお、構成員の組合せは次の表のとおりとする。

	第2構成員	第3構成員	第4構成員	第5構成員
構成員数 2	A又はB等級	—	—	—
構成員数 3	A等級	A又はB等級	—	—
構成員数 4	A等級	A等級	A又はB等級	—
構成員数 5	A等級	A等級	A又はB等級	A又はB等級

エ (3) オに同じ。

オ (3) カに同じ。

カ (3) キに同じ。

キ (3) クに同じ。

ク (3) ケに同じ。

ケ 第2構成員は、平成12年度以降に、元請けとして、木造建築物（城郭、神社、仏閣、茶室又はその他の歴史的建築物に限る。）の全解体修理工事、部分解体修理工事、新築工事又は復元工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資の割合が20パーセント以上の場合のものに限る。）。ただし、平成17年度以降に元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事については、施工成績が65点未満のものは、本施工実績とはならない。

コ (3) サに同じ。

#### (5) 単体企業に関する事項

本業務において単体企業として参加する場合は、別に参加する特別共同企業体の構成員となることはできない。

#### (6) 単体企業の資格要件

(3)に掲げる代表構成員の資格要件を満たす者とする。

### 3. その他業務に係る条件

(1) 技術提案の段階において、応募者は次の実績を有する業者の協力を得ること。また、技術提案書設計業務及び工事施工業務を締結する段階において、応募者は次の実績を有する業者とアドバイザー契約等を締結し、協力を得ること。

文化財保護法に基づき文化庁に申請する現状変更申請を含めた文化庁との調整及び文化財建造物の復元や保存修理の技術面（設計管理、歴史的技法の調査、伝統的技術の施工指導及び記録作成）の実績を有する者。

- (2) 設計業務（調査・基本設計・実施設計）契約を締結する段階において、特別企業共同体又は単体企業に次の実績を有する技術者を配置すること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有し、かつ、文化財保護法に基づく重要文化財又は地方公共団体の条例に基づく指定有形文化財である建造物の保存修復工事における設計業務の実務経験を有する者

- (3) 工事施工業務契約を締結する段階において、特別企業共同体又は単体企業に次の実績を有する監理技術者又は主任技術者を配置すること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有し、かつ、文化財保護法に基づく重要文化財又は地方公共団体の条例に基づく指定有形文化財である建造物の保存修復工事における工事管理業務の実務経験を有する者。

#### 4. 実施説明書等の交付及び現場説明会

- (1) 実施説明書等の交付

ア 交付期間

平成 27 年 12 月 2 日（水）から平成 27 年 12 月 22 日（火）まで。

受付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで

（ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）及び正午から午後 1 時までを除く。）

なお、やむを得ない事情によりお越し頂けない方は、下記までお問い合わせください。

イ 交付場所

次の場所で配布する。

名古屋市中区本丸 1 番 1 号

名古屋市民経済局名古屋城総合事務所「天守閣担当」

電話 052-231-1700

ウ その他

名古屋市ホームページの調達情報サービス及び名古屋城総合事務所のホームページにおいて実施説明書等の一部を公開する。

（調達情報サービス <http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

（名古屋城総合事務所 <http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/>）

なお、追加・補足情報等が掲載されることもあるので、留意してください。

- (2) 現場説明会

募集に関する現場での説明会を次のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

ア 開催日時 平成 27 年 12 月 9 日（水）午前 10 時～12 時予定

イ 開催場所 名古屋城 天守 1 階「交流の間」

※説明会の後に城内の視察を行います。

ウ 申込方法 【様式 1】 現場説明会参加申込書を添付して、電子メールでお申し込みください。

メールアドレス tenshukaku@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

※件名を「現場説明会」としてください。

申込先 (1) のイに同じ。

申込期限 平成 27 年 12 月 7 日（月）正午まで。

参加人数 1 社あたり 2 名まで。

エ その他 説明会当日は (1) ウのホームページ掲載資料を印刷してお持ちください。

## 5. 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び確認の通知等

(1) 応募者は、本競争に参加することを表明し、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、【様式 3】参加表明書及び【様式 4】競争参加資格確認申請書を提出し、本市から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、以下アの提出期間に参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない者、競争参加資格確認の結果競争参加資格が無いと認められた者は、競争に参加できない。

ア 提出期間

平成 27 年 12 月 3 日（木）から平成 27 年 12 月 24 日（木）正午まで（（郵送（書留又は簡易書留（以下「書留等」という。）に限る。）の場合は必着）。

受付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1 時までを除く。

イ 提出方法

ウへ持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出又は郵送場所

〒460-0031 名古屋市中区本丸 1 番 1 号

名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所

エ 提出部数

1 部

(2) 提出書類は、配付の様式により作成することとし、【様式 5】「秘密保持に関する誓約書」、【様式 6】「誓約書」をあわせて提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの資料

の差替え及び再提出は認めない。

- (3) 参加表明書及び競争参加資格申請書に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じること。
- (4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 28 年 1 月 5 日（火）までに競争参加資格確認申請書を提出した者（特別共同企業体の場合はその代表構成員）に対し通知する。
- (5) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。

## 6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本市に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

### ア 提出期限

平成 28 年 1 月 15 日（金）午後 5 時 00 分まで（(郵送(「書留等」に限る。))の場合は必着)

受付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1 時までを除く。

### イ 提出方法

5（1）イに同じ。

### ウ 提出又は郵送場所

5（1）ウに同じ。

- (2) 本市は、説明を求めた者に対し平成 28 年 1 月 25 日（月）までに書面により回答する。

## 7. 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 5（4）の通知により競争参加資格を有すると認められた者は、【様式 8】技術提案書作成要領に従い、技術提案書を提出することができる。

- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

### ア 提出期間

平成 28 年 1 月 6 日（水）午前 8 時 45 分から同年 2 月 26 日（金）午後 5 時 00 分まで。

(郵送(書留等に限る。))の場合は必着。)

受付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1 時 00 分までを除く。

イ 提出方法

5 (1) イに同じ。

ウ 提出又は郵送による場合の提出先

5 (1) ウに同じ。

エ 提出部数 技術提案書 20 部。同内容の電子ファイル 1 部 (CD-R 等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。)

(3) 技術提案書の提出を辞退する場合は、(2) アの提出期限までに、本市へ【様式 7】「辞退届」により辞退を届け出ること。また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

(4) 技術提案書は、【様式 8】「技術提案書作成要領」に従い作成すること。なお、提出期間を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は、認めない。(本市から指示があった場合を除く。)

(5) その他

ア 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 採用された技術提案については、その後の設計業務及び工事施工等業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

ウ 技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。

エ 本市が競争参加資格を有する者に対して貸与した図書(記録用メディア媒体を含む。)がある場合は、技術提案書の提出期限までに返却すること。

## 8. 技術提案書の審査方法等

(1) 技術提案書の選定方法

競争参加資格を有する者が提出した技術提案書を、審査基準に基づき中立かつ公正に審査・評価し、最も優れた技術提案書を選定する。当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次点とし、同様にそれ以降の技術提案書についても順位を決定する。

(2) 技術提案書の審査

ア 名古屋城天守閣整備事業に係る学識経験者の意見聴取

技術提案書の審査等について、本市は学識経験者から意見聴取を実施する。学識経験者は、中立かつ公正な立場で技術提案書の審査を行う。

意見聴取を行う学識経験者（以下、評価委員）は、次のとおり。（五十音順）

評価委員： 大森 文彦 東洋大学教授／弁護士  
小野 徹郎 名古屋工業大学名誉教授／  
公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長  
片岡 靖夫 中部大学名誉教授  
川地 正数 川地建築設計室主宰／中部大学非常勤講師  
瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授  
麓 和善 名古屋工業大学大学院教授  
古阪 秀三 京都大学教授  
三浦 正幸 広島大学大学院教授

応募者は、自ら又は第三者を用いて、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的を持って評価委員に接触を図ってはならない。応募者が当該の接触を図った場合は、本事業に係る公正な競争を妨げる行為を行ったとみなして、本事業の競争参加資格を失うこととする。

イ 技術提案書の審査基準

技術提案書の審査基準は、「求める技術提案書」及び「技術提案書の審査基準」のとおりとする。

(3) 技術的事項の確認

ア 技術提案書を提出した者に対して、技術的事項の確認のため、追加資料の提出を求められることがある。

イ 技術的事項の確認の詳細は、別途通知する。

(4) ヒアリング

技術提案書の審査に当たって、以下のとおりヒアリングを実施する。

ア 技術提案書を提出した者に対して、ヒアリングの実施、日時、場所、方法及び留意事項等について通知する。

イ ヒアリング時の説明には、提出した技術提案書のみを使用すること。また、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(5) 技術提案の審査を経て、本市は最も優れた技術提案書を特定し、優先交渉権者として決定する。審査の結果は、平成 28 年 3 月 31 日（木）までに書面により通知するとともに、審査結果及びその概要を公表する。

## 9. 技術提案等の評価理由の説明

(1) 競争参加者は、本市に対して、次に従い書面（様式は自由）により、技術提案等の評価の理由について説明を求めることができる。

ア 提出期間

8（5）の公表があった日の翌日から起算して 7 日間（郵送（「書留等」に限る。）の場合は必着）。ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1 時 00 分までを除く。

イ 提出方法

5（1）イに同じ。

ウ 提出又は郵送場所

5（1）ウに同じ。

(2) 本市は、(1) アの日から原則として 10 日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 10. 予算の成立等

(1) 設計業務

本説明書等に示した設計業務の契約は、本設計業務に係る予算の成立を条件とする。

(2) 工事施工業務

本説明書等に示した工事施工業務の契約は、本工事施工業務に係る予算の成立及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年名古屋市条例第 43 号）第 2 条の規定に基づく、名古屋市議会における議会の議決を条件とする。当該議決を経るまでは仮契約とし、議決があったときは、その日をもって当該工事の請負契約が成立した旨について仮契約を締結した者（特別共同企業体の場合はその代表構成員）に対し通知する。

## 11. 価格等の交渉

(1) 優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けてその内容確認を行い、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を実施する。

(2) 参考額と見積額が乖離していない、また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められ優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

- (3) 価格等の交渉を経ても、参考額と見積額との間に乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、次点の交渉権者と同様の手続きを行う。
- (4) 価格の交渉の成立及び不成立については、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取を踏まえて決定する。
- (5) 価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- (6) 上記(5)の費用については損害賠償請求の対象としない。

## 1 2. 基本協定書及び設計業務契約の締結

- (1) 価格等の交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、基本協定書・設計業務契約の締結となる。なお、価格等の交渉の結果、契約に至らなかった場合は、11(3)による。
- (2) 基本協定書及び設計業務契約の締結に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- (3) 上記(2)の費用については損害賠償請求の対象としない。

## 1 3. 工事施工業務契約の締結

- (1) 価格等の交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、工事施工業務契約締結となる。また、契約締結については、仮契約を締結した後に、予算の議決とは別に議会の議決を要する。なお、価格等の交渉の結果、契約に至らなかった場合は、11(3)による。
- (2) 工事施工業務契約の締結に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- (3) 上記(2)の費用については損害賠償請求の対象としない。
- (4) 本業務における設計の内容が、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下、「特例政令」という。）第10条第1項第1号の規定（特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務を調達する場合において、当該調達の相手方が特定されるとき。）に該当しない場合には、工事施工業務の契約を締

結しない。

#### 14. 評価結果等の公表

(1) 本市は、優先交渉権者等の通知後速やかに次の事項を公表する。

- ア 業者名
- イ 各業者の技術評価点

(2) 本市は、工事施工業務の契約締結後速やかに次の事項を公表する。

- ア 価格等の交渉の実施手順
- イ 施工方法等の確認の経緯
- ウ 価格交渉の内容
- エ 学識経験者からの意見聴取状況

#### 15. 本説明書に対する質問

(1) 本説明書に対する質問がある場合は、次のとおり【様式2】質問書により提出すること。

ア 提出期間

(ア) 公募手続きに関する質問

期間：平成27年12月3日（木）から同年12月17日（木）午後5時00分まで（（郵送（「書留等」に限る。）の場合は必着）。

受付時間は午前8時45分から午後5時00分まで。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後1時00分までを除く。

(イ) 公募手続き以外の質問

競争参加資格確認結果の通知後に、競争参加資格を有する者から質問を受け付けることとする。

期限：平成28年1月26日（火）午後5時00分まで（（郵送（「書留等」に限る。）の場合は必着）

受付時間は午前8時45分から午後5時00分まで。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後1時00分までを除く。

イ 提出又は郵送場所 5（1）ウに同じ。紙媒体で提出後、電子データの提出を求める。

ウ 応募者が様式に別紙参照等の記載をした上で任意の別紙を添付する等、様式を逸脱する方法により提出した書類には回答しない。

エ 質問書の提出に当たっては、事前に公表している回答書の内容を確認すること。

(2) 質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 質問に対する回答については、名古屋市ホームページの調達情報サービス及び名古屋総合事務所のホームページに掲載する。

なお、仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については、技術提案書の提出前に必ず確認すること。

イ 回答書は作成したものから順次公開する。(平成 28 年 2 月 2 日 (火) までに回答)

## 16. 提出資料の取扱い

(1) 競争参加資格確認申請書又は技術提案書の無効等

ア 虚偽の内容が記載されている競争参加資格確認申請書又は技術提案書は無効とし、有参加資格者の通知及び優先交渉権者の選定についてはこれを取り消す。

イ 競争参加資格確認申請書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。

(ア) 所定の様式及び別紙「技術提案書作成要領」に示す条件に適合しないもの。

(イ) 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(2) 本手続のために提出された資料は返却しない。

(3) 本手続のために提出された資料は、本手続以外に応募者に無断で使用しないが、提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、応募者に確認の上、応募者の権利、利益等を損なう恐れのある部分を除き、14. 評価結果等の公表の手続きに従い公表する。

(4) 本手続のために提出された資料は、本手続に係る作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(5) 本手続及び本事業に関して応募者が作成し又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、本市に対して保証する。応募者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるも

のとする。

## 17. 事務担当部局

関連情報を入手するための照会窓口

〒460-0031 名古屋市中区本丸 1番 1号

名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所 電話番号 052-231-1700

メールアドレス [tenshukaku@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp](mailto:tenshukaku@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp)

## 18. その他

(1) 本手続及び本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本手続及び本業務において作成される資料、成果物、その他の情報の全ては、学識経験者の評価委員及び別途発注の発注者支援業務の受注者に提供することがある。また、本事業において作成される資料、成果品、その他の情報の全ては、本市における名古屋城天守閣整備にかかる検討会等に提供することがある。

(3) 競争参加資格審査の申請

本公告に係る募集に参加を希望する者で、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は平成28年1月15日までに所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る募集に参加を希望している旨を明示すること。

なお、この場合には技術提案書の提出時に同資格を満たしていることを条件として、競争参加資格を有することを確認するものとする。当該確認を受けた者が、技術提案書の提出時に上記の資格を満たしていないときは、競争参加資格を失う。

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係

(名古屋市役所西庁舎 11階) 電話番号 052-972-2321

(4) 手続の停止等

ア 設計業務、工事施工業務それぞれの契約締結をする段階において、工期の遅れが確実になった場合には、契約の締結をしないことがある。

イ 本説明書に示した募集に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、本募集手続を延期又は中止することがある。

(5) 施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取り扱いは本市との協議による。

(6) 談合に関する情報があった場合等の措置

談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、手続を延期することがある。

談合の事実が確認された場合又は談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、契約手続の公正性を確保するため、手続の中止、手続の変更、その他必要と認める措置を講じることがある。

(7) 損害賠償の請求

この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(8) 本契約を締結しない場合

10(2)において、仮契約を締結した者が、仮契約中に本市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号のいずれかに該当した場合は、原則として本契約を締結しないものとする。仮契約を締結した者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、仮契約中に本市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号のいずれかに該当した場合も同じ扱いとする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

求める技術提案書及び技術提案書の審査基準

## 求める技術提案書

求める技術提案	記述する内容
業務実施方針 (A3×5 枚以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 天守閣整備にあたっての基本的な考え方 (重視すべき事項)</li> <li>○ 業務計画の概要と特徴等</li> <li>○ コスト、工期を管理して事業を進めるマネジメントの実施方針</li> <li>○ 設計段階、工事段階の業務の実施方針</li> <li>○ 設計段階、工事段階のチーム編成、各担当者の能力や実績・資格</li> </ul>
概算事業費 事業費提案書 (指定様式) 及び A3×3 枚以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業費提案書 (指定様式)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者としての事業費上限額、内訳 (工事種目ごとの事業費)</li> <li>・ 設計業務費内訳 (調査、基本設計、実施設計)</li> <li>・ 石垣工事は、現状維持・保存対策と積直しの2パターンについて提案</li> </ul> </li> <li>○ 提案した総事業費内で事業を実現するための具体的方策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要工種 (例: 木工事・石垣工事) のコスト計画に関する考え方</li> </ul> </li> <li>○ 事業期間を通じた、事業費抑制のためのコスト管理計画・手法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費縮減の工夫と縮減方策を最大限実施した場合の事業費の見込み</li> </ul> </li> <li>○ 参考額に対する提案額の考え方</li> </ul>
工程計画 工程計画 (指定様式) 及び A3×3 枚以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工程計画 (指定様式) (木造復元先行、石垣工事後施工とする。)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査、設計 (文化庁との協議、手続き)、施工技術検討、仮設、解体、本体建設、石垣積み直し、法的手続き等の工程</li> <li>・ 石垣工事は、現状維持・保存対策と積直しの2パターン記述</li> <li>・ 完成期限 (事業の期間・完了日及び設計業務の期間・完了日、工事施工等業務の工期・完了日 (引き渡し日)) について記載。</li> </ul> </li> <li>○ 工期を短縮するための具体的方策</li> <li>○ 主要工種 (仮設、解体、基礎、木工事、石垣等) の工程に関する考え方</li> <li>○ 事業期間を確実に遵守するための工程管理計画 (設計及び施工)</li> </ul>
施設計画概要 ・ バリアフリー化 ・ 防災・避難計画 (A3×4 枚以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設計画の概要と特徴等</li> <li>○ 史実に忠実な木造復元に配慮した実現可能な計画</li> <li>○ ユニバーサルデザインを導入した施設計画</li> <li>○ 火災発生時の対策と不特定多数の利用者が避難できる計画</li> </ul>
基本図面 (A3×20 枚以内) 提供する昭和実測図 CAD データを使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配置図 (外構図を兼ねて作成) (1/500)</li> <li>○ 平面図 (地層～5 層) (1/200)</li> <li>○ 立面図 (1 面以上) (1/200～1/400)</li> <li>○ 断面図 (1 面以上) (1/200～1/400)</li> <li>○ イメージパース (全体鳥瞰、外観、内観等) (必要に応じて 4 枚以内)</li> </ul>
構造計画 (A3×3 枚以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構造計画 (地盤・石垣検討を含む基礎構造、高層木造建築物構造)</li> <li>○ 耐震計画 (耐震工法、免震工法、制振工法、など)</li> <li>○ 400 年の耐用年数を目指す考え方</li> </ul>

木材の調達 (A3×3 枚以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木材の調達計画</li> <li>○乾燥、加工計画</li> <li>○木材の品質に関する考え方</li> </ul>
仮設計画 (A3×4 枚以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗入構台計画、素屋根計画、足場計画、観光・景観に配慮した計画</li> <li>○石垣、遺構保護計画</li> <li>○本体先行施工、石垣後施工に係る仮設計画</li> <li>○工事中の来場者の安全確保（動線計画等）</li> </ul>
復元過程の公開方法 (A3×1 枚以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光の視点に立った木造復元工事過程の公開計画</li> </ul>
現天守閣の記憶を後世に伝える方策 (A3×1 枚以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現天守閣の記憶を後世に伝える方策</li> </ul>

※ 文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。

## 技術提案書の審査基準

### 1. 技術提案の審査

技術提案の審査は、応募者から提出された技術提案書を総合的に用いて行う。

必須項目	業務要求水準書の設計条件等を満たしているか確認する。
評価項目	特別史跡内での業務であること、史実に忠実な復元であること、工期の遵守、観光施設内での業務であること、名古屋のシンボルであることを踏まえて提案内容を評価する。

※ 採用した評価項目の技術提案については、契約書に添付し、受注者は技術提案に基づいた業務の履行を行うものとする。

### 2. 必須項目

下記の審査基準を充足している場合、適格とする。必須項目を1項目でも充足していない場合は失格とする。

必須項目	審査基準
施設計画	設計条件が遵守されていること。
	工事中の来場者の安全が確保されていること。
	石垣など遺構の保護対策が行われていること。
工期	天守閣木造復元工事については完成期限が平成32年7月31日以前であること。石垣等その他の部分については天守閣の竣工後9年以内であること。
木材	原則、国産材を使用していること。調達困難な場合は代替案が提示されていること。

### 3. 優秀提案の選定と評価項目

#### (1) 優秀提案の選定

評価委員（利害関係者等を除く）は、提案業者へのヒアリングや委員間における意見交換を踏まえて評価するものとし、原則として（2）の評価項目ごとに、各項目の配点に次の6段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価委員の点数の合計点が高い提案から順位を付け、最も優れた優秀提案を選定する。（ただし最低基準点を満点の4割とし、これに満たない場合は優秀提案として選定しない。概算事業費の項目について、満点の4割に満たない場合も同様とする。）

合計点が同点となった場合は、「施設計画」の点数が高い者を上位とする。（更に同点の場合は「事業費・工期」、「業務の実施方針」の順に同様の扱いとする）

$$\text{配点} \times \text{係数} = \text{点数}$$

係数一覧

評価		係数
A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	やや優れている	0.6
D	普通である	0.4
E	やや劣る	0.2
F	評価対象となる提案なし	0

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
業務の実 施方針	業務実施方針	業務内容の理解度（特別史跡内での業務であること、史実に忠実な木造復元であること） 確実に事業を遂行するための取組体制、品質管理の工夫	30
	概算事業費	事業費縮減の工夫 提案した事業費内で品質を確保しながら実現する工夫	20
事業費・ 工期	工程計画	工期達成の工夫 特別史跡内で史実に忠実な復元を実現する工程	20
	施設計画	バリアフリー化 史実に忠実な木造復元に配慮しながら、ユニバーサルデザインを導入した施設計画	150
	防災・避難計画 史実に忠実な木造復元に配慮しながら、火災発生時の対策と不特定多数の利用者が避難できる計画		
	構造計画 史実に忠実な木造復元に配慮した構造計画 基礎構造、耐震性に関する工夫 石垣工事・基礎工事の工夫 400年間の耐久性を確保するための工夫		
	木材の調達 史実に忠実な木造復元に配慮した木材の調達 木材調達の具体的方策 乾燥・加工工程の工夫 木材の品質に関する工夫		
	仮設計画 乗入構台・素屋根等、観光・景観に配慮した仮設の工夫 遺構保護の工夫		
	復元過程の公開方法 工事中の公開に関する工夫		
	現天守閣の記憶を後世に伝える方策 現天守閣の記憶を後世に伝えるための工夫		
合計	—	—	220